

周南市体育施設等〔鹿野山村広場、鹿野ふれあいひろば〕
指定管理者申請要項

令和4年12月

周 南 市

周南市体育施設等〔鹿野山村広場、鹿野ふれあいひろば〕

指定管理者申請要項

目 次

1	指定管理者制度導入の目的	1
2	募集する施設について	1
3	管理運営に当たっての基本的な考え方	1
4	申請期間	1
5	質問の受付け等	1
6	指定管理者による管理及び運営について	2
	(1) 管理の条件について	
	(2) 管理の基準について	
	(3) 業務の範囲・内容	
	(4) 関係法令の遵守	
	(5) 使用料の徴収事務	
	(6) 指定管理業務に要する経費	
	(7) 公共施設の再配置について	
7	申請の手続等	6
	(1) 提出先	
	(2) 提出方法	
	(3) 提出書類	
	(4) 著作権の帰属等	
	(5) 費用の負担	
	(6) 指定管理者の候補者の選定の基準	
8	指定管理者の指定手続き	7
	(1) 1次審査（書類審査）	
	(2) 2次審査（プレゼンテーション審査）	
	(3) 審査基準及び配点	
	(4) 審査結果の公表	
	(5) 選定結果の通知	
	(6) 指定期間	
	(7) 指定管理者の指定	
	(8) 指定管理者の公表	

9 協定の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

- (1) 基本協定
- (2) 年度協定
- (3) 協定の締結に際し必要な事項
- (4) 協定が締結できない場合の措置等

10 その他の事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

- (1) 業務の継続が困難となった場合の措置
- (2) その他協議すべき事項
- (3) 業務の引継ぎについて
- (4) 事業報告について
- (5) 指定管理者評価制度について

周南市体育施設等〔鹿野山村広場、鹿野ふれあいひろば〕

指定管理者申請要項

1 指定管理者制度導入の目的

周南市体育施設条例記載の体育施設や、周辺体育関連施設（以下、「体育施設等」という。）は、市民の健康づくりの促進とスポーツ・レクリエーションの振興を図ることを目的に設置しています。

周南市の体育施設等の管理運営については、より一層の市民の健康づくりの促進とスポーツ・レクリエーションの振興を図ることを目指して指定管理者制度を導入いたします。

体育施設等の管理運営にあたっては、周南市スポーツ推進計画の基本理念である『『する』『みる』『ささえる』』といった様々な形で、生涯にわたりスポーツ活動に親しむことができるまちづくり』を十分に理解していただいた上で、市との密接な連携のもと、周南市スポーツ推進計画に基づき、それぞれの地域にある施設について、公平かつ有効な管理運営を実施していただきます。

ついでには、体育施設等の利便性や快適性の向上及び維持管理業務の合理化を図るため、維持管理・運営業務を行う事業者からの申請を受け付けます。

2 募集する施設について

- (1) 別紙1に記載する施設
- (2) 鹿野山村広場、鹿野ふれあいひろば

3 管理運営に当たっての基本的な考え方

体育施設等の管理運営において、市との緊密な連携・協力を図りながら、民間の経営ノウハウを取り入れた、より効率的・効果的な管理運営を目指していただくとともに、利用者の視点に立って、利用しやすく親しみの持てる運営を心がけていただきます。

また、本市の体育施設は、周南市総合スポーツセンターをはじめとして、大規模大会等の開催が可能な体育施設であることから、各種競技団体との連絡・調整を図っていくことが重要となりますので、別紙1に記載されている施設についての利用調整会議を開催してください。

4 申請期間

令和4年12月12日（月）から令和4年12月23日（金）の午前8時30分から午後5時15分までに持参又は郵送により受け付けます。（土曜、日曜、祝日は除きます。）

5 質問の受け付け等

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和4年12月2日（金）～12月6日（火）の午後5時15分まで

- (2) 受付方法 質問票（別紙2）に記入のうえ、提出してください。なお、FAX又は電子メールでの提出も受け付けます。
- (3) 回答方法 令和4年12月9日（金）にFAXで回答します。

6 指定管理者による管理及び運営について

(1) 管理の条件について

申請資格

- 周南市内に事業所(拠点)を置く法人又は団体。
- 法人又は団体において定められた財務規定に基づき、適正な会計処理を実施すること。
- 法人又は団体で施設管理業務を円滑に遂行し、施設管理における豊富な知識、経験、及び熱意があること。
- 法人若しくは団体又はその代表者が、次に該当する場合は申請できません。
 - ・ 法律行為を行う能力を有しない場合。破産者で復権をしていない場合。
 - ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、周南市における一般競争入札等の参加を制限されている場合。
 - ・ 申請に係る申請期間の初日前2年間で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある場合。
 - ・ 申請に係る申請期間の初日前2年間で、周南市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した場合。
 - ・ 審査委員会又は申請事務に係る者と不適切な関係がある場合。
 - ・ 国税、県税、市税を滞納している場合。
 - ・ 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又その構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等でないこと。

(2) 管理の基準について

休館・休場日と使用時間については、関係条例に記載のとおりとします。ただし指定管理者は、必要があると認めるときは、市の承認を得て、休館・休場日及び使用時間を臨時に変更することができることとします。

(3) 業務の範囲・内容

指定管理者が行う主な業務の範囲・内容は、以下のとおりとします。ただし、各体育施設の詳細な業務、鹿野山村広場及び鹿野ふれあいひろばについては、各仕様書によります。

このうち、これらの全ての業務を一括して第三者に委託し、又は請負わせることはできません。ただし、指定管理業務の一部について、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではありません。

(ア) 体育施設等の運営に関する業務

- 必要なスタッフの配置
- 文書事務等
- 体育施設等にかかる情報提供
- サービス向上対策の企画・立案等
- 陳情・要望等への対応

(イ) 体育施設等の利用に関する業務

- 体育施設等の使用申請の受付及び使用の許可等
- 利用者への安全指導等
- 利用状況等にかかる統計処理
- 各種競技団体等を対象とした調整会議の開催

(ウ) 体育施設等の維持及び管理に関する業務

- 施設の維持管理
- 施設の施錠等
- 不審者等への対応
- 競技用備品及びその他の備品等の点検、補修
- 施設内の清掃
- 地震、台風等災害が発生した時には速やかに各地域の体育施設等の状況を把握して市（各施設担当課：文化スポーツ課、農林課）へ報告すること。

(エ) その他

- 災害時の避難場所に指定されている施設については、市の防災計画及び指示に従い、現地対応すること。

(4) 関係法令の遵守

指定管理者は、次に掲げる関連する法令等を遵守し、業務を遂行することとします。ただし、これら法令等に改正があった場合は、改正後の内容を適用するものとします

- (ア) 地方自治法
- (イ) 周南市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
- (ウ) 周南市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則
- (エ) 周南市体育施設条例
- (オ) 周南市体育施設条例施行規則
- (カ) 周南市山村広場等設置条例
- (キ) 周南市山村広場等設置条例施行規則
- (ク) 周南市スポーツ・レクリエーション用品貸出し要綱
- (ケ) 周南市高瀬キャンプ場の使用に関する運営基準
- (コ) 周南市情報公開条例
- (サ) 周南市個人情報保護条例

(5) 使用料の徴収事務

市は、指定管理者に体育施設等の使用料徴収事務を委託します。また、減額又は減免及び還付に関する受付事務も委託します。

(ア) 徴収事務の内容

指定管理者は、体育施設等の利用者から使用料を徴収し、翌日までに市指定金融機関又は市収納代理金融機関へ振込み、市に納付していただきます。ただし、会計管理者の承認を得たときは、7日間までの払込みの延期をすることができます。なお、使用料は市の収入となります。

(イ) 使用料の額

- 周南市体育施設条例別表に定める額
- 周南市鹿野山村広場等施設条例別表に定める額

(ウ) インボイス制度への対応

- 市と協議の上、令和5年10月1日以降利用者から求められた場合は、適格請求書（インボイス）の発行を行える体制を整えること。

(6) 指定管理業務に要する経費

(ア) 経費の支払い

施設の管理（運営）に要する経費に充てるため、市は指定管理者に対し、指定期間中に次の金額を上限として指定管理料を支払います。

- 体育施設
指定管理料上限額（5年間） 489,125,000円（消費税及び地方消費税を含む）
 - 鹿野山村広場、鹿野ふれあいひろば
指定管理料上限額（5年間） 6,331,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- 実際に支払うこととなる具体的な金額については、指定管理者から提出いただく事業計画書

や収支計画書などの内容も踏まえつつ、それまでの運営実績やその時点での市の財政状況なども考慮しながら、指定管理者とも協議・検討の上、決定することとなります。法人格のない団体であっても指定管理者となることで、法人税等の納税義務者となる場合があります。

(イ) 委託料の対象となる経費

- 体育施設維持管理費
- 鹿野山村広場、鹿野ふれあいひろば維持管理費
- 人件費

(ウ) 管理口座・区分経理

- 経費は、指定管理者の団体自体の口座とは別の口座で管理し、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経費を区分してください。

(エ) 修繕の取扱

- 市は、年間の修繕料を示して委託料に盛り込みます。なお、実績が市の示す修繕料を下回った場合は年度末に返納し、上回る場合は市と協議することとなります。
- 修繕は指定管理料の範囲内で指定管理者の負担において実施してください。ただし、工事及び一件50万円（鹿野山村広場、鹿野ふれあいひろばは13万円）以上の修繕については、市の業務とします。
- 修繕を行った場合には、修繕を実施した日時、内容、金額について書面にて報告してください。

(オ) 委託料の支払い

- 市からの委託料は四半期ごとに分割して支払います。

(カ) 責任分担の基本的考え方

- 責任分担の基本的考え方については、次のとおりとします。詳細については、協定の締結を行う際に定めることとします。

種	類	内 容	市	指定管理者
維持管理		施設設備		○
		施設内機械設備		○
		施設内備品		○
許可権限のある本施設の使用許可等		使用の許可、使用の取消し、使用の停止（行政財産の目的外使用許可は除く）		○
使用料の徴収、収納				○
施設の修繕		50万円未満の修繕（鹿野山村広場、鹿野ふれあいひろばは13万円未満）		○
		工事及び50万円以上の修繕（鹿野山村広場、鹿野ふれあいひろばは13万円以上）	○	
安全衛生管理				○
災害復旧			○	
施設に係る各種保険加入等			○	○
物価変動		人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動		金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域住民及び施設使用者への対応		地域との協調		○
		施設管理及び運営内容に対する住民及び施設使用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
		上記以外	○	
法令の変更		施設管理及び運営業務に影響を及ぼす法令変更	○	
		指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○

税制度の変更	施設管理及び運営業務に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から施設管理及び運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風・豪雨・洪水・地震・落盤・火災・争乱・暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能		別途協議
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払遅延（市から指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払遅延（指定管理者から市）によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（極めて小規模によるもの）		○
	経年劣化によるもの（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの（極めて小規模によるもの）		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの（極めて小規模によるもの）		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了後の費用	指定管理運営業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○
包括的管理責任		○	

(キ) その他

- 指定管理者は、体育施設等の設置目的に反しない範囲で、円滑かつ効果的な運営のため、利用者等に対する飲物・食事の提供や物品の販売を実施することができます。

(7) 公共施設の再配置について

市では、行財政改革をより積極的に推進するため、「公共施設の再配置」に本格的に取り組んでおり、この取り組みが進捗した場合は、指定管理期間中に施設を再編・再配置または廃止することがあります。

その場合において、市は、事前に指定管理者と協議を行います。

7 申請の手続等

(1) 提出先

周南市地域振興部文化スポーツ課

住 所 : 〒745-8655 周南市岐山通 1-1

電 話 番 号 : 0834-22-8624

F A X 番 号 : 0834-22-8428

(2) 提出方法

郵送又は持参

(3) 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出してください。提出部数は、正本1部、副本6部（内1部は審査事務の都合上、コピーが可能なように、製本等しないこと）とします。

(ア) 指定管理者の指定申請書及び事業計画書等（周南市指定の様式（周南市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条関係及び同条例施行規則第3条関係（第1号及び第2号））又はその要件を満たす書類）

(イ) 法人登記事項証明書

(ウ) 最近1年間の法人の国税、県税、及び市税の納税証明書並びに代表者の国税、県税、及び市税の納税証明書

(エ) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

(オ) 法人又は団体の概要を示す書類

○ 沿革、実績を示す書類

○ 決算関係書類又は決算見込みを説明する書類

○ 予算関係書類（事業計画書、収支予算書）

(カ) 役員名簿（別紙3）

(4) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の選定、決定、公表その他必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。

また、提出された書類については、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）の規定により不開示とすべき箇所を除き、開示されることがあります。なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(5) 費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とします。

(6) 指定管理者の候補者の審査の基準

指定管理者の候補者の審査に当たっては、申請の内容について、以下の基準に基づいて審査します。

(ア) 申請資格

(イ) 管理運営の基本方針（施設の目的、市民の平等利用等に対する考え方）

(ウ) 申請団体の事業実績・経営状況

(エ) 公民協働についての認識、基本的考え方（住民、地域団体、法人又は団体と周南市の協及び連携）

(オ) 管理運営について

○ 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。

○ 事故が起きた場合の対応策

○ 地震、火事、その他災害等の緊急体制と対応策

○ 災害時の避難場所としての周南市との連携体制

○ 利用者からの要望、意見（苦情を含む）の集約方法、実施方法及び体制

○ 情報公開、個人情報の保護

(カ) 管理運営経費の削減方法について

- (キ) 施設の利用促進等について
- (ク) 環境への配慮について
- (ケ) その他、施設の管理運営に当たっての提案等について
- (コ) アからケを踏まえた施設の管理運営体制について
 - 組織体制
 - 職員数と職員の業務内容、資格等
 - 平日、土曜日、日曜日及び休日の職員の配置人数
 - 委託予定業務（再委託を予定している業務内容、委託する理由、選定方法、受託者への指導体制）

8 指定管理者の指定手続き

- (1) 1次審査（書類審査）令和4年12月下旬（予定）
- (2) 2次審査（プレゼンテーション審査）令和5年1月中旬（予定）
 指定管理者候補者選定審査会（以下「審査会」という。）による2次審査を実施の予定です。
 開催日時、場所、実施方法等については申請者に対して別途通知します。

(3) 審査基準及び配点

審査の実施に当たり、審査項目と配点は次のとおりです。

配点	1次審査			2次審査
	絶対的条件 (20点)	経営能力 (65点)	事業計画書 (115点)	プレゼンテーション (150点)
審査項目	申請資格 管理運営基本方針	経営能力 専門性 コンプライアンス体制 サービス向上 稼働率、利用者の向上 危機管理 災害時対応	施設目的理解度 目標管理 運営理念 施設振興方策 地域連携・支援 運営提案 適正な業務委託 職員採用・配置 人材育成・研修計画 ICT対応 円滑な施設運営 利用者要望・意見集約 予算・収支計画 実施計画書 施設使用対応	施設の設置目的の理解 目標管理 公共性の担保 独自の工夫によるサービスの向上 施設管理 モニタリング 収支計画

(4) 審査結果の公表

審査結果は、指定管理者候補者の決定後、周南市公式ホームページで公表し、公表の翌日から1年間、文化スポーツ課で閲覧に供します。

【審査結果の公表事項】

- 申請要項及び業務仕様書
- 審査会設置要領
- 審査結果（候補者の名称・評価点（合計点及び審査項目点））

(5) 選定結果の通知

審査会において審査基準に基づき審査を行い、令和5年1月下旬（予定）を目途に申請者に通知します。

(6) 指定期間

指定管理者の指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とします。

(7) 指定管理者の指定

審査会において選定された候補者について、周南市議会（令和5年3月議会）の議決を得た後、指定管理者としての指定を行います。

(8) 指定管理者の公表

指定管理者の指定は、市広報及び市ホームページにて公表します。

9 協定の締結

この指定の後、管理に係る細目的事項と、市が支払うべき管理費用の額等を最終的に定めるため、市と指定管理者は「協定」を締結し、協定書を作成します。

この場合、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」及び、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結することとします。

ただし、指定期間が単年度となる場合は、年度協定の内容を基本協定の中で定めることができることとします。

(1) 基本協定

- (ア) 指定期間
- (イ) 業務に関する基本的事項
- (ウ) 市が支払うべき管理経費に関する基本的事項
- (エ) 減免の取扱いに関する事項
- (オ) 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- (カ) 事業報告・業務報告に関する事項
- (キ) 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- (ク) リスク管理・責任分担に関する事項
- (ケ) その他

(2) 年度協定

- (ア) 当該年度の業務内容に関する事
- (イ) 当該年度に市が支払うべき委託料に関する事項
- (ウ) その他

(3) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し必要な事項については、指定管理者と市が協議の上、定めることとします。

(4) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が協定の締結までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- (ア) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- (イ) 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき
- (ウ) 著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

10 その他の事項

(1) 業務の継続が困難となった場合の措置

不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合は、市と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合、市は指定管理者の指定の取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

(2) その他協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市と指定管理者双方が誠意を持って協議するものとしします。

(3) 業務の引継ぎについて

指定期間の終了若しくは指定の取り消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力するものとしします。

(4) 事業報告について

毎月終了後10日以内及び事業年度終了後60日以内に、管理業務に関する事業報告書を提出していただきます。

(5) 指定管理者評価制度について

条例や協定に基づく適切なサービスの実施、業務改善による管理運営の適正化を図ること等を目的として、指定管理者の評価を実施します。

指定管理者の公募及び選定スケジュール

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ① 申請要項の配布 | 令和4年12月1日 |
| ② 質問事項の受付 | 令和4年12月2日から令和4年12月6日 |
| ③ 質問事項回答 | 令和4年12月9日 |
| ④ 申請書の受付 | 令和4年12月12日から令和4年12月23日 |
| ⑤ 1次審査 | 令和4年12月下旬(予定) |
| ⑥ 2次審査(プレゼンテーション)の実施 | 令和5年1月中旬(予定) |
| ⑦ 候補者の決定及び選定結果の通知 | 令和5年1月下旬(予定) |
| ⑧ 指定管理者としての協定締結に係る協議 | 令和5年2月上旬以降(予定) |
| ⑨ 指定管理者の指定及び協定の締結 | 3月定例市議会の議決後 |

対象体育施設一覧表

別紙1

業務内容	施設名	所在地	設置年月	担当課
利用調整業務	周南市総合スポーツセンター	大字徳山10427番地	H4.9	文化スポーツ課
	周南市陸上競技場	大字徳山10405番地の1	S46.3	
			S56.3	
	周南市野球場	大字徳山10405番地の1	S46.6 (H23.9改修)	
	周南市庭球場	大字徳山10427番地	H19.6	
	周南市ソフトボール球場	大字徳山10427番地	S47.3	
	周南市サッカー場	大字徳山10427番地	H2.7	
	周南市アーチェリー場	大字徳山10427番地	H3.12	
	周南市補助競技場	大字徳山10405番地の1	S47.7	
	周南市運動広場	大字徳山10427番地	S47.3	
維持管理・運営業務	周南市市民黒岩グラウンド	秋月3丁目903番4	H23.4	文化スポーツ課
	周南市新南陽プール	福川南町2番1号	S46.7	
	周南市新南陽球場	福川南町2番1号	S47.8	
	周南市新南陽体育センター	港町5番44号	S60.3	
	周南市高瀬サン・スポーツランド	大字高瀬692番地	H4.8	
	周南市熊毛武道館	大字安田1837番地の2	H3.6	
	周南市熊毛体育センター	大字呼坂10009番地の71	S59.3	
	周南市鹿野プール	大字鹿野上3064番地	S49.7	
	周南市鹿野庭球場	大字鹿野下10610番地の2	S59.10	
	周南市鹿野総合体育館	大字鹿野上3028番地の1	H1.10	